

市からの お知らせ

■児童扶養手当・特別児童扶養手当の更新手続きについて

児童家庭課(内線3613)

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給中の人は、受給資格確認のために「現況届」が必要です。この届出がない場合は、8月以降の手当(12月振込)が受けられなくなりますので、必ず届出を行ってください。また、児童扶養手当の受給者については「母子・父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

受付期間 8月31日(水)まで

※特別児童扶養手当の現況届は、8月12日(金)から受付します。

受付場所 市役所9階講堂

受付時間 午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

混雑が予想されるので、できるだけ指定日にお越しください。

今年も次のとおり休日に受付を行います。平日に都合がつかない人はご利用ください。

受付日 8月21日(日) 午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

■自立支援教育訓練給付金事業について

児童家庭課(内線3612)

市では、雇用保険による教育訓練給付の受給資格を持たないひとり親家庭のお母さんやお父さんの就職・キャリアアップのための支援を行っています。指定された教育訓練講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給します。

対象者

①浦添市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父

②児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある人

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等、就業に結びつく可能性の高い講座

支給額

対象講座の受講料の60%に相当する金額(上限20万円、下限1万2千円)

※講座を受講する前に児童家庭課で事前相談を受けてください。

■平成28年度中学校卒業程度認定試験実施について

学務課(内線6511)

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験は、病気などやむを得ない事由により「家事用」に比べ、料金が安くなります。

他に官公署用・船舶用・浴場用があります。

※用途は、検針時に配布する「検針のお知らせ」の中に記載されています。住宅の改築、増築等を行った場合はご確認をお願いします。

■飼い猫は家の中へ
野良猫には餌を与えない

環境保全課(内線3216)

猫は餌が得られれば広い生活空間は必要としません。屋外に出すことで交通事故や伝染病という危険にさらされてしまいます。

環境省や沖縄県は「猫の適正飼養ガイドライン」を策定し、飼い猫は屋内飼育が原則であるとしています。

飼い猫には首輪をつけ、避妊・去勢手術を受けさせ、最期まで責任をもって飼いましょう。

■放し飼いや餌やりをしてはいけない3つの理由

①餌を与えると、野良猫が集まり住み着いてしまい、繁殖してしまいます。結果、寿命の短い不幸な猫が数多く生まれてしまいます。

②放し飼いの猫や野良猫は地域住民の敷地に侵入し糞や尿をして多大な迷惑を与えます。清掃や猫避けのために地域の

よって、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子女等について、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。

合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

試験日時 10月27日(木)

試験会場 沖縄県庁13階第3会議室

試験科目 国語・社会・数学・理科・英語

受験資格

①就学義務猶予免除者である人または就学義務猶予免除者であった人で、平成29年3月31日までに満15歳以上になる人

②保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、平成29年3月31日までに満15歳に達する人で、その年度終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれる事についてやむを得ない事由がある人と文部科学大臣が認めた人

③平成29年3月31日までに満16歳以上になる人(①および④に掲げる人を除く。)

④日本国籍を有しない人で、平成29年3月31日までに満15歳以上になる人

受験案内配布期間 平成28年7月11日(月)～9月9日(金)

(各都道府県教育委員会および文部科学省で配布)

※受験案内資料は学務課へ問い合わせください。

願書受付期間

■第52回沖縄県身体障害者スポーツ大会

福祉給付課(内線3565)

浦添市身体障がい者福祉協会(879)7565(FAX兼用)

沖縄県身体障害者スポーツ大会は、障がいを持つ人の体力

の維持・増強や社会参加促進のため毎年開催されています。昨年は、本市から36人の選手が出場し、3位という成績でした。今年は念願の優勝を目指してがんばります。皆さんの応援をよろしくお願いします。

開催日 10月8日(土) 午前9時～午後4時

場所 沖縄県総合運動公園 競技内容 陸上競技、フライングディスク

※アーチェリーや卓球、水泳競技は別日程で行われます。詳細は市ホームページをご確認ください。

※大会前に、選手たちを激励するため、結団式を行います。

こどもの入院医療費助成は「中学校修了前まで」対象です。

浦添市こども医療費助成制度において、入院の医療費助成は0歳から中学校修了前までが対象となります。入院時の領収書をお持ちの人で申請がお済みでない人は、児童家庭課窓口にて助成金の申請をしてください。

手続に必要なもの

- こどもの健康保険証
- 印鑑(認印可)
- 入院時の領収書
- 保護者の普通預金通帳
- 受給資格者証(交付を受けている人のみ)

領収書の申請期限

診療した月の翌月から起算して1年以内です。1年を経過した領収書は助成対象外となりますのでご注意ください。なお、領収書は診療した月の翌月以降に申請可能となります。

学校安全・災害共済給付金の該当となる場合

学校の管理下における子どもの負傷等に対し、独立行政法人スポーツ振興センター法による給付(学校安全・災害共済給付金)に該当する場合はこども医療費の助成対象外となりますのでご了承ください。

児童家庭課(内線3611・3614)

柔道整復(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

国民健康保険課(内線3713)

柔道整復の施術を受ける際は、負傷の原因を正しく伝えるてください。外傷性の負傷ではない場合や負傷原因が労働災害に該当する場合、または通勤途上に負った負傷には国民健康保険は使えません。病院での治療と重複はできません。ただし、医師から依頼や指示があった場合を除きます。施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。詳細は市ホームページをご覧ください。

各種相談無料。秘密厳守します。

場所

- 市民相談室(市役所1階)
- 市民生活課のみハーモニセンター(10月から人権相談も市民相談室に変更。)

各種相談


- 市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する意見や要望、苦情など。

日時 月～金曜日 午前9時

市民生活課(内線3012)
市民相談室・消費生活相談室
(851)5059

住民がどれだけ費用や時間を使うかを想像してみてください。

③良かれと思って餌を与えても、繁殖し糞尿被害が大きくなってしまえば、地域住民と猫の関係はどんどん悪くなってしまいます。さらにはきちんと飼っている飼い主の方にも批判的な目が向けられるかもしれません。地域と猫の共生のために身勝手な行動は慎みましょう。



▲ホームページはこちら

浦添市重度心身障害者(児)医療費助成について

医療費助成の対象者

市内に住所がある人(ただし他市町村から市内施設に入所している人は除く)、もしくは、本市から他市町村の施設に入所している人で健康保険に加入している人のうち以下のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳1級・2級
- 療育手帳A1・A2

一定の所得制限あり

請求の方法

医療機関で支払った保険適用の領収書(月単位でまとまったもの)を持参して、毎月10日までに請求する。

※高額療養費が支給される場合は、高額療養費支給決定後の請求となる。

※領収書は診療翌月から1年以内のものが有効。

医療費助成が制限される人と請求できない領収書

- 所得制限で資格停止になっている人。
- 診療月から1年を経過した領収書
- 医療保険対象外の領収書

請求に必要なもの

- 医療保険証
- 受給者証
- 印鑑(認印可・申請に来る人のもの)
- 領収書(月単位でまとめて・診療月の翌月から受付)

受給者証の更新について

すでに医療費助成受給者証の交付を受けている人の有効期間は7月31日(日)までとなっています。新しい受給者証の発行は、福祉給付課窓口で8月1日(月)から随時行っています。

福祉給付課(内線3564)



国民健康保険課(内線3717・3722)

平成28年度国民健康保険税第2期の納期限は8月31日(水)です。納付忘れにご注意ください。

■浦添市の水道の用途確認について

営業課(877)8460・8476

浦添市では、水道の使用目的(用途)によって水道料金の単価等が異なります。用途には次のものがあります。

家事用 主に家庭用として水道を使用する場合

営業用 営業または営業に付随する用に水道を使用する場合(会社・店舗・工場等)

臨時用 工事等(解体含む)、興行、売店等短期間臨時に水道を使用する場合

連合用 1個のメータにより家事用2世帯以上で使用する場合(店舗等は含まない)

基準を満たす場合は、申請